

重要事項説明書

指定居宅サービス・指定介護予防居宅サービス（短期入所生活介護）

2024. 8. 1

この重要事項説明書では、当事業所の概要や当事業所が提供する短期入所生活介護サービスの内容、利用上ご注意いただきたいことについて説明します。

1. ご利用の事業所

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム千寿荘（指定短期入所生活介護）
（平成12年4月1日指定 岡山県第 3373400534 号）
- (2) 目 的 介護保険法令に従い、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう必要な日常生活の世話および機能訓練を行なうことにより、利用者の心身機能の維持ならびに利用者家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。
- (3) 所在地 〒717-0505 岡山県真庭市蒜山上長田28-1
- (4) 電話番号・FAX番号
電 話 (0867) 66-3800
FAX (0867) 66-4301
- (5) 施設長(管理者)名 藤 井 美 知 子
- (6) 運営方針 ①利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
②地域との結びつきを重視し、市町村等保険者、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業、その他保健医療サービス、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- (7) 開設(サービス開始)年月日
平成12年 4 月 1 日
- (8) 通常の事業実施地域
真庭市蒜山地区（旧八束村・旧川上村・旧中和村）
- (9) 営業日・営業時間
営 業 日 月曜日から日曜日まで（祝祭日を含む。）
受付時間 午前8時から午後5時まで

(10)利用定員 9名

(11)居室および設備等の概要

短期入所生活介護サービスの利用にあたり、当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	9室	
2人部屋	0室	
4人部屋	0室	
合計	9室	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	
浴室	1室	

☆利用者から居室変更を希望する旨申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。

また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合がありますが、その際には、利用者やご家族と協議のうえ決定します

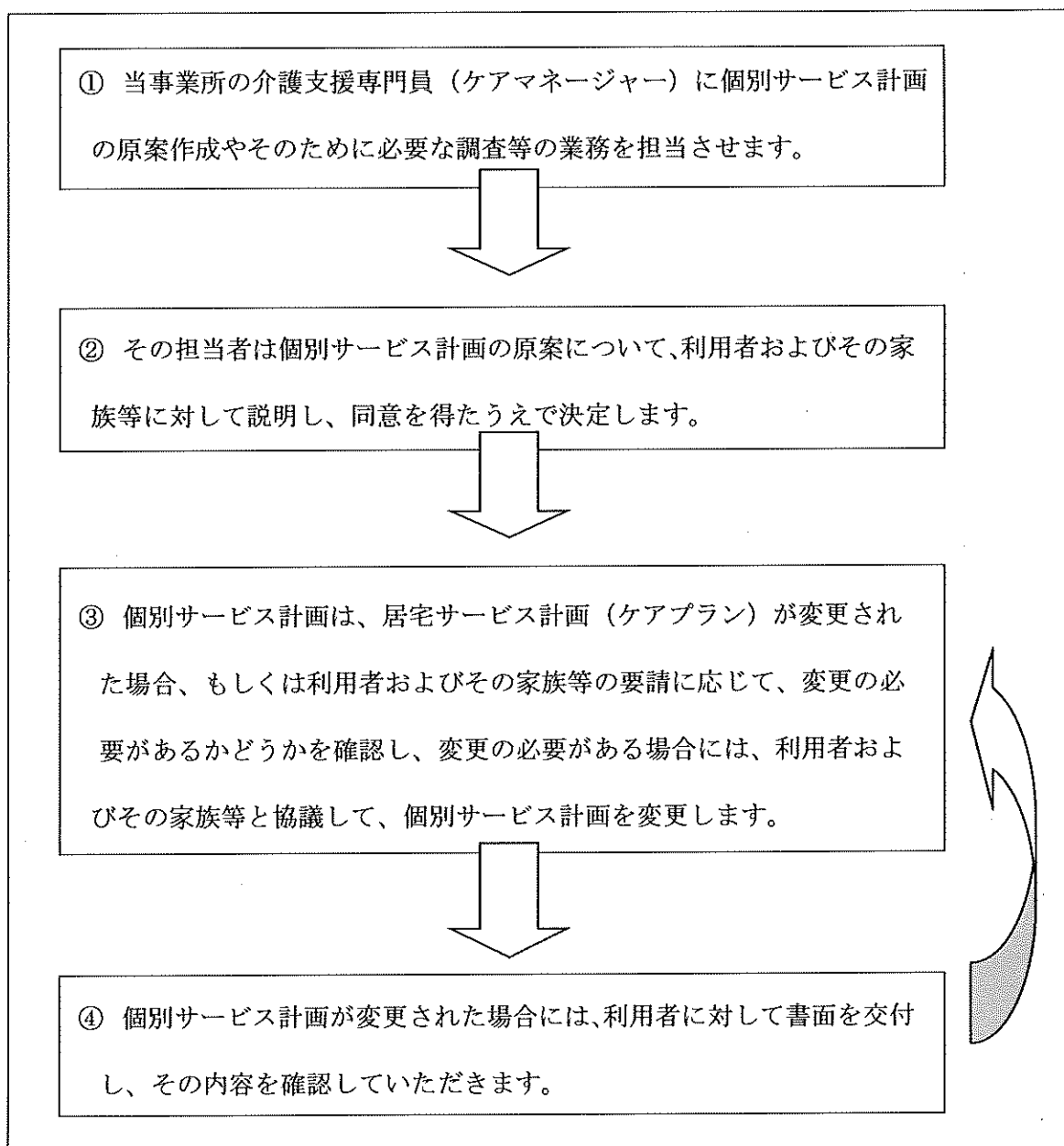
2. 経営法人（事業者）

- (1) 法人名 社会福祉法人 鶯園
- (2) 法人所在地 〒708-0844 岡山県津山市瓜生原337-1
- (3) 電話番号 (0868) 26-0888
- (4) 代表者氏名 理事長 小林和彦
- (5) 設立年月日 昭和48年3月16日

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

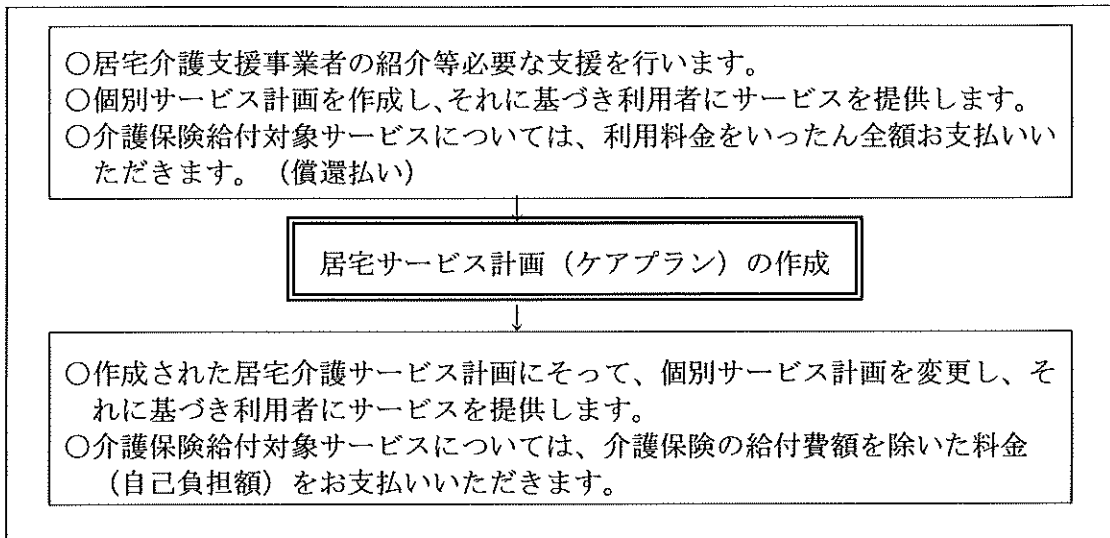
(1) 利用者に対する具体的なサービス内容やサービスの提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容をふまえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスにかかる介護計画（以下、「個別サービス計画」という。）に定めます。

契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。（契約書第5条参照）

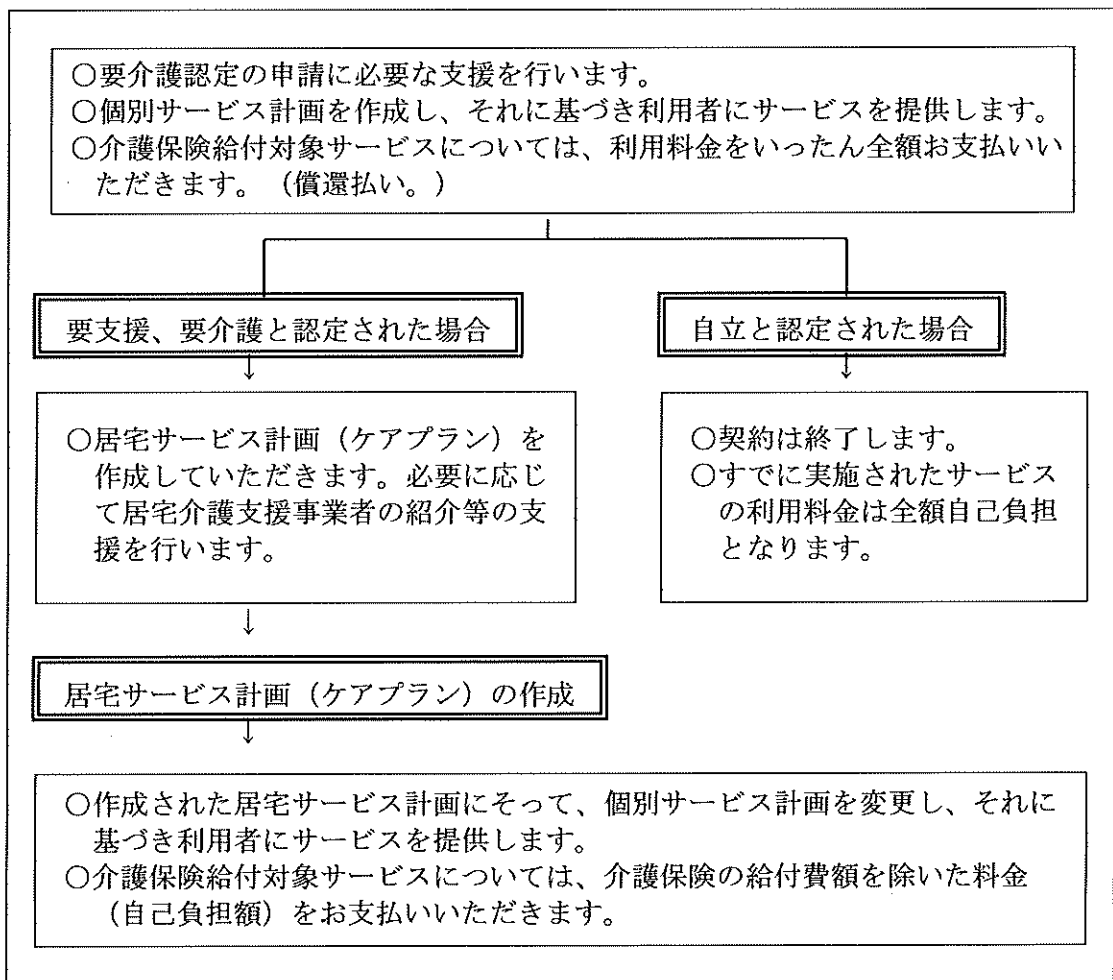


(2) 利用者に係る「居宅介護サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次のとおりです。

① 要介護認定を受けている場合



② 要介護認定を受けていない場合



4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 医 師	(内 科・外 科) 1名の医師が必要に応じて来診
2. 生活相談員	午前8時 ～ 午後5時 (月～土)
3. 介護職員	日勤① 午前7時 ～午後4時 日勤② 午前7時30分～午後4時30分 日勤③ 午前8時 ～午後5時 日勤④ 午前9時 ～午後6時 日勤⑤ 午前9時30分～午後6時30分 日勤⑥ 午前10時 ～午後7時 夜勤 午後4時 ～翌日午前9時 (1名)
4. 看護職員	日勤① 午前8時 ～午後5時 日勤② 午前9時 ～午後6時

常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間の総数を当施設における常勤職員の所定時間数（週40時間）で除した数です。

(例) 週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります

〈配置職員の職種〉

介護職員……………利用者の日常生活上の介護ならびに健康保持のための相談・助言を行います。

3名の利用者に対し1名の介護職員（看護職員を含む。）を配置しています。

生活相談員……………利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名以上の生活相談員を配置しています。

看護職員……………主に利用者の健康管理や療養上の世話を行います。

3名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…利用者の機能訓練を担当します。

医 師……………利用者に対して健康管理および療養上の指導を行います。

1名の医師（内科）を配置しています。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対し介護保険法令に従い「短期入所生活介護」を提供しますが、このサービスには

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付対象となるサービス（契約書第2条）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

ア サービスの概要

①食 事（ただし、食材料費は別途ご負担いただきます。）

- ・当事業所では、管理栄養士の作成する献立により、栄養ならびに利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 朝 食：午前 8時から

昼 食：午後12時から

夕 食：午後 5時30分から

②入 浴

- ・入浴または清拭を行います。ねたきりでも、機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ・入浴または清拭は週2回行います。

③排 泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した24時間のトイレ介助、おむつの随時交換等を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を行います。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が健康管理を行います。

⑥送迎

- ・利用者の心身の状態、家族の事情等からみて送迎が必要と認められる場合は、ご希望によりその居宅と当事業所間の送迎を行ないます。

⑥その他自立への支援

- ・ねたきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

イ 1日当りのサービス料金

料金表（別紙1）によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いいただきます。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度により異なります。）

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第3条参照)

ア サービスの概要と利用料金

①介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、費用の全額が自己負担となります。

②食事の材料の提供（食材料費）

利用者に提供する食事の材料にかかる費用です。

料金：1日1,445円（朝食：445円・昼食：500円・夕食：500円）

③居室料（滞在費）

料金：1日 個室：1,171円 多床室：855円

(3) 利用料金の支払い方法

前記(1)(2)の料金・費用は、1か月毎に計算しご請求いたしますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア	窓口での現金支払い
イ	下記指定口座への振込み JA晴れの国岡山 蒜山支所 普通預金 5410844 名 義 特養千寿荘(短期) 荘長 藤井美知子
ウ	金融機関口座からの自動引落し ご利用できる金融機関：JA晴れの国岡山

(4) 利用の中止、変更（契約書第9条参照）

○利用開始日の前に、利用者のご都合によりサービスの利用を中止または変更（利用期間の延長または短縮等）することができます。この場合、利用開始日の前々日までに事業者へ申し出てください。ただし、「利用期間の延長」の申し出の場合、「満室」により利用者の希望に沿えない場合があります。

○サービスの利用開始後に、利用者のご都合によりサービスの利用を中止または変更（利用期間の延長または短縮等）することができます。ただし、「利用期間の延長」の申し出の場合、「満室」により利用者の希望に沿えない場合があります。

(5) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合、利用者の希望により嘱託医の往診日に診療等を受けることができます。

6. 利用者負担の減免（第11条参照）

(1) 事業者は、保険者が「住民税世帯非課税のうち特に生計が困難である者」と認めた利用者については利用者負担を減免することがあります。

「特に生計が困難である者」とは、

- ・市町村民税世帯非課税である高齢福祉年金受給者
- ・利用者負担が減免されなければ生活保護受給者となってしまう者

・その他市町村民税世帯非課税であって、上記に準ずるものと市町村長が認めた者等をいいます。

- (2) 利用者負担の減免の程度は、利用者の申請に基づいて市町村において決定の後交付される確認証に記載されたものとし、資産の状況によっては、減免の制度を利用できない場合もあります。
- (3) 事業者は、利用者が生活保護制度の適用が必要となった場合には、必要な援助を行いません。

7. サービス利用をやめる場合

契約期間満了の7日前までに利用者から文書によって契約終了の申入れがない場合には、契約はさらに6か月間（要介護認定期間）更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には当事業所との契約が終了します。

(1) 契約の終了（契約書第19条参照）

- ①利用者が死亡した場合。
- ②要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判断された場合。
- ③事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- ④施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。
- ⑥利用者から解約または契約解除の申し出があった場合。（詳細は、以下(2)をご参照ください。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合。（詳細は、以下(3)をご参照ください。）

(2) 利用者からの解約、契約解除の申し出（契約書第20条、第21条参照）

契約の有効期間中であっても、利用者から利用契約の全部または一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には即時に契約の全部または一部を解約、解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。

- ②事業所の運営規定の変更に同意できない場合。
- ③利用者が入所、入院された場合。
- ④利用者の「居宅介護サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合。（一部解約はできません。）
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合。
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ⑦事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑧他の利用者が当該利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

(3) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第22条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部または一部を解約させていただくことがあります。

- ①利用者が契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ②利用者によるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず正当な理由なくこれが支払われない場合。
- ③利用者が故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者の財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④利用者の行動が他の利用者もしくはサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあったり、あるいは、利用者が重大な自傷行為（自殺にいたる恐れがあるような場合）を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合。

(4) 契約の一部が解約または解除された場合（契約書第23条参照）

本契約の一部が解約または解除された場合には、当該サービスに関わる条項は効力を失います。

(5) 契約終了に伴う援助（契約書第19条参照）

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8. サービス提供における事業者の義務（契約書第12条、第13条参照）

当事業所は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、利用者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などについて配慮するなど、契約書第12条、第13条に規定される義務を負います。当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師または看護職員と連携の上、利用者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、利用者に対して定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④利用者に提供したサービスについて記録を作成し5年間保存するとともに、利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥利用者へのサービス提供時において、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑦事業者およびサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者または家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。
また、利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、利用者の同意を得ます。
- ⑧利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、利用者のご家族に連絡を行うとともに、必要な対処を致します。

9. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意（契約書第14条）

○居室および共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担により現状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただくことがあります。

(2) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

10. 損害賠償について（契約書第16条、第17条）

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

11. 連帯保証人

連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額60万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、亡くなった利用者の確定した債務について、ご負担いただく場合があります。連帯保証人からの請求があった場合には、当法人及び施設は、連帯保証人の方に利用料等の支払状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

12. 苦情の受付について（契約書第25条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受付ます。

○苦情受付窓口

特別養護老人ホーム千寿荘

電話 (0867) 66-3800

FAX (0867) 66-4301

○受付時間 毎日

午前8時～午後5時（ただし、FAXは24時間受け付け）

○苦情受付者

苦情受付責任者 庄長 藤井美知子

苦情受付担当者 生活相談員 小泉太作

(2) 行政機関その他苦情受付機関

岡山県国民健康保険団体 連合会	岡山県岡山市北区桑田町17-5 岡山県国民健康保険団体連合会 086-223-8811 8:30～17:00（土・日・祝日は休）
真庭市役所 高齢者支援課	岡山県真庭市久世2927-2 真庭市健康福祉部 高齢者支援課 0867-42-1074 8:30～17:15（土・日・祝日は休）
真庭市蒜山振興局 地域振興課	岡山県真庭市蒜山下福田305 地域振興課 0867-66-2511 8:30～17:15（土・日・祝日は休）

以上

13. 第三者評価の実施状況等について

当施設は、次の通り JISQ9001:2015 (ISO9001:2015) の認証を取得しています。評価結果については、情報開示資料に掲載しています。

初回認証 2004年3月16日

直近の認証 2022年3月16日

認証実施機関 一般財団法人 ベターリビング

別紙1 令和6年8月1日～

個室入居者	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5	要支援1	要支援2
1. 介護サービス利用料金	6,030円	6,720円	7,450円	8,150円	8,840円	4,510円	5,610円
2. サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	180円					180円	
3. 夜勤職員配置加算	130円						
4. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	890円	980円	1,090円	1,180円	1,280円	660円	810円
5. うち介護保険から給付される金額	6,507円	7,209円	7,965円	8,676円	9,387円	4,815円	5,940円
6. サービス利用に係る自己負担額	723円	801円	885円	964円	1,043円	535円	660円
7. 居室に係わる自己負担額(居住費)	1,231円					1,231円	
8. 食事に係る自己負担額(食費)	1,445円					1,445円	
自己負担額合計(8+9+10) [1割]	3,399円	3,477円	3,561円	3,640円	3,719円	3,211円	3,336円
5. うち介護保険から給付される金額	5,784円	6,408円	7,080円	7,712円	8,344円	4,280円	5,280円
6. サービス利用に係る自己負担額	1,446円	1,602円	1,770円	1,928円	2,086円	1,070円	1,320円
自己負担額合計(8+9+10) [2割]	4,122円	4,278円	4,446円	4,604円	4,762円	3,746円	3,996円
5. うち介護保険から給付される金額	5,061円	5,607円	6,195円	6,748円	7,301円	3,745円	4,620円
6. サービス利用に係る自己負担額	2,169円	2,403円	2,655円	2,892円	3,129円	1,605円	1,980円
自己負担額合計(8+9+10) [3割]	4,845円	5,079円	5,331円	5,568円	5,805円	4,281円	4,656円

多床室入居者	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5	要支援1	要支援2
1. 介護サービス利用料金	6,030円	6,720円	7,450円	8,150円	8,840円	4,510円	5,610円
2. サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	180円					180円	
3. 夜勤職員配置加算	130円						
4. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	890円	980円	1,090円	1,180円	1,280円	660円	810円
5. うち介護保険から給付される金額	6,507円	7,209円	7,965円	8,676円	9,387円	4,815円	5,940円
6. サービス利用に係る自己負担額	723円	801円	885円	964円	1,043円	535円	660円
7. 居室に係わる自己負担額(居住費)	915円					915円	
8. 食事に係る自己負担額(食費)	1,445円					1,445円	
自己負担額合計(8+9+10) [1割]	3,083円	3,161円	3,245円	3,324円	3,403円	2,895円	3,020円
5. うち介護保険から給付される金額	5,784円	6,408円	7,080円	7,712円	8,344円	4,280円	5,280円
6. サービス利用に係る自己負担額	1,446円	1,602円	1,770円	1,928円	2,086円	1,070円	1,320円
自己負担額合計(8+9+10) [2割]	3,806円	3,962円	4,130円	4,288円	4,446円	3,430円	3,680円
5. うち介護保険から給付される金額	5,061円	5,607円	6,195円	6,748円	7,301円	3,745円	4,620円
6. サービス利用に係る自己負担額	2,169円	2,403円	2,655円	2,892円	3,129円	1,605円	1,980円
自己負担額合計(8+9+10) [3割]	4,529円	4,763円	5,015円	5,252円	5,489円	3,965円	4,340円

☆上記の表は、利用日1日当たりの標準的な金額です。利用料金の計算は実際には利用期間単位で行います。

☆加算その他の関係で、記載した金額が変更となる場合があります。送迎を利用したときは、片道につき1,840円(往復のときは3,680円)がサービス利用料金に加算され、その1割をこ

負担いただきます。（通常の実施地域以外に居住する利用者を送迎した場合の送迎費は実施地域を超えた地点から1kmあたり30円をご負担いただきます）

☆短期入所生活介護において次に記載する場合には別途加算を頂くようになります。①認知症行動・心理症状緊急対応加算200円（日額：入所日から7日を上限・家族関係やケアが原因で認知症の行動、心理症状出現したことにより生活が困難となり緊急に短期入所した場合）②若年性認知症利用者受入加算120円（日額：若年性認知症患者の方を受入れた場合）③療養食の提供を行った場合④緊急短期入所受入加算90円（日額：入所から上限7日（家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は上限14日）・計画的に行うこととなっていない短期入所を緊急で行った場合）⑤30日を超えて同一短期入所生活介護を行った場合30円減額。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。